

審査基準

令和8年4月1日作成

| |
|---|
| 法令名：古物営業法 |
| 根拠条項：第21条の5第1項又は第21条の6第1項 |
| 処分の概要：古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定 |
| 原権者（委任先）：北海道公安委員会（方面公安委員会） |
| 法令の定め： 古物営業法施行規則第19条の4（古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 第19条の5 （古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由） 第19条の6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準） 第19条の11（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 第19条の5、第19条の12 （外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由） |
| 審査基準： 法令の定め尽くされている。 |
| 標準処理期間： 40日 |
| 申請先： 営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は生活安全第二課の窓口へ提出してください。 |
| 問い合わせ先： 北海道警察本部生活安全部保安課質屋・古物係 （電話011-251-0110） 営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する各方面本部生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110）） |
| 備考： |